

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

こんなときは「第三者行為による傷病届」をご提出ください!

私用中に発生した交通事故・暴力など第三者(相手方)の行為によってケガなどをした際に、保険証を使用しての受診や健康保険給付の申請をする場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

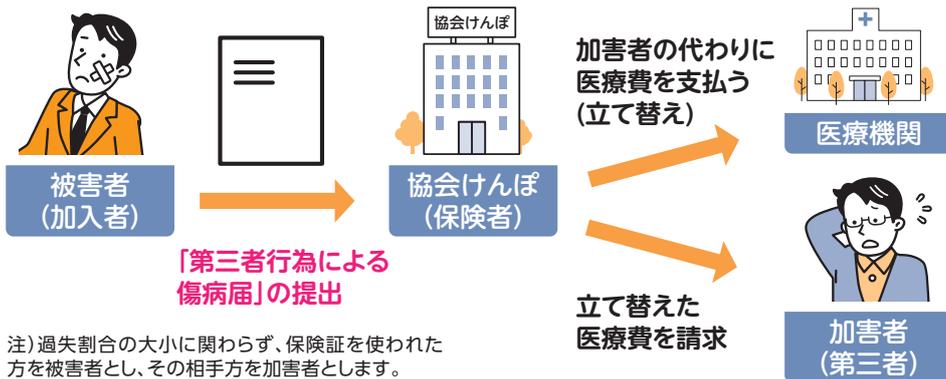


なぜ届出が必要なの?

第三者等の行為によるケガの治療に必要な医療費は、加害者が負担すべきものです。

保険証を使用すると、協会けんぽが加害者に代わって一時的に医療費を立て替えていることとなります。後日、加害者に立て替えた医療費を請求するため、届出が必要です。

※すぐに届出を提出できない場合は、取り急ぎ事故等の状況をお電話でお知らせいただき、後日できるだけ早く届出をご提出ください。



注) 過失割合の大小に関わらず、保険証を使われた方を被害者とし、その相手方を加害者とします。

業務上、通勤途上にケガをした場合は健康保険を利用できません。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。



「第三者行為による傷病届」をはじめとした、以下の書類が必要です

 第三者行為による傷病届

基本的に被保険者等が記入することになります。相手方(損害保険会社等)に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

 事故発生状況報告書

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断するうえで、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

 同意書

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写し等)を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。

 その他の提出書類

交通事故の場合は、「交通事故証明書」が必要です。必ず添付してください。物損事故の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。

負傷された原因を文書でお尋ねすることがあります

対象者：外傷性(ケガ)の傷病名で、保険証を使用して医療機関を受診された方

ケガの原因について、交通事故や暴力などの第三者等の行為によるものかどうかまたは業務上・通勤途上のものかどうかを文書で照会させていただくことがあります。

文書が届いた方は、お手数ですが、回答期限までにご返送くださいますようお願いいたします。

負傷原因届

放置はキケン！

「要治療」、「要精密検査」の場合は、すぐに医療機関を受診しましょう

健診結果の「要治療」、「要精密検査」を放置していませんか？

自覚症状はないからと、医療機関を受診しないでいると、生活習慣病は徐々に進行し、気づいた時には、重大な合併症に罹っていることも…。

「要治療」・「要精密検査」の判断が出た場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。



どんな合併症がある？ 生活習慣病の三疾病

高血圧

高血圧とは、動脈の内側の壁にかかる圧力が高い状態のこと。

過度な圧力がかかる状態が続くことで、血管の壁は次第に厚く硬くなり、**動脈硬化**が進行しやすくなります。

命に関わる合併症

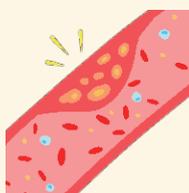
- 脳梗塞
- 心筋梗塞や心不全などの心臓病
- 慢性腎臓病(CKD)



脂質異常症

LDLコレステロールや中性脂肪が異常に多い状態、またはHDLコレステロールが異常に少ない状態のこと。

増えすぎたコレステロール(脂質)が血管内にたまることで血液の通り道が狭くなり、**高血圧**や**動脈硬化**が進行します。



命に関わる合併症

- 脳梗塞
- 心筋梗塞や心不全などの心臓病

糖尿病

インスリンの作用が十分でないため、ブドウ糖が有効に使われず、血糖値が高い状態のこと。血液が糖分によりネバネバになってしまうと、血の流れが悪くなり、先端の細い神経にまで酸素や栄養が行き渡らなくなります。

結果、症状が進むと、失明や手足のしびれ、壊疽を引き起こします。

命に関わる合併症

- 脳梗塞
- 心筋梗塞や心不全などの心臓病

糖尿病の三大疾病

- 糖尿病性網膜症
- 糖尿病性腎症
- 糖尿病性神経障害

担当者様へお声がけのお願い

従業員の皆さまが元気に働くには、何より健康でなくてはなりません。

健診受診後の治療をご本人任せにせず「**要治療**」「**要精密検査**」の従業員の皆さまへお声がけをお願いいたします。

「**口頭では伝えづらい…**」、「**医療機関ってどこがあるの?**」とお悩みの担当者様へ向けて、鳥取支部のホームページに受診へのお声がけをサポートする配布セットを掲載しています。ぜひ、ご活用ください。

配布セットは
こちらから



協会けんぽでは、健診の結果、重症化の恐れがあり緊急性が高い方へ、お手紙やお電話で、医療機関の受診をお願いしています。医療機関を受診し、重症化を防ぎましょう。



「**要治療**」、「**要精密検査**」の受診勧奨」についてのお問い合わせはこちら ▶ **保健グループ** TEL 0857-25-0054

申請書(届出書)は新様式で提出を!

令和5年1月に申請書(届出書)の様式が新しくなっていますので、新様式の申請書(届出書)をご使用ください。**旧様式で申請された場合は、事務処理等に時間を要します。**新様式での申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。

こちらから
ダウンロード!



新様式の申請書(届出書)が
手元にない場合は?



協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。また、ダウンロードが困難な場合は協会けんぽ鳥取支部へ郵送をご依頼ください。

メールマガジン会員募集中!

スマートフォンをお持ちの方は
こちらからどうぞ▶



申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で!

協会けんぽ 鳥取 検索

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

TEL: 0857-25-0050(代表)